



島根県報

令和元年9月3日(火)

第 3 5 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
指定施業要件の変更予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
保安林の指定施業要件の変更	(")	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示(2件)	(")	5

【公 告】

砂利採取業務主任者試験の実施	(河 川 課)	6
----------------	---------	---

【正 誤】

令和元年5月31日付け島根県報号外第7号中	(財 政 課)	7
-----------------------	---------	---

告 示

島根県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9-1 グラントウキョウノースタワー37F	居宅療養管理指導	日本調剤江津薬局	江津市江津町1016番地41	令和元年8月1日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9-1 グラントウキョウノースタワー37F	介護予防居宅療養管理指導	日本調剤江津薬局	江津市江津町1016番地41	令和元年8月1日
株式会社 エスマイル	広島市西区商工センター一六丁目1番11号	居宅療養管理指導	スイング 平田薬局	出雲市西平田町50番地	令和元年6月12日
株式会社 エスマイル	広島市西区商工センター一六丁目1番11号	介護予防居宅療養管理指導	スイング 平田薬局	出雲市西平田町50番地	令和元年6月12日
株式会社 エスマイル	広島市西区商工センター一六丁目1番11号	居宅療養管理指導	あやめ薬局	鹿足郡吉賀町六日市378-5	令和元年8月16日
株式会社 エスマイル	広島市西区商工センター一六丁目1番11号	介護予防居宅療養管理指導	あやめ薬局	鹿足郡吉賀町六日市378-5	令和元年8月16日

島根県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター一六丁目1-11	訪問介護	サンキ・ウエルビィ介護センター出雲	出雲市姫原一丁目5-2	出雲市浜町96-1	令和元年7月1日
特定非営利活動法人 たすけあい平田	出雲市西代町1032-4	訪問介護	NPO法人 たすけあい平田	出雲市平田町2112-1	出雲市西代町1032-4	平成28年6月6日

津和野町	鹿足郡津和野町日原54 -25	訪問看護	訪問看護ステーションせきせい	鹿足郡津和野町森村口141番地	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成31年 4月1日
津和野町	鹿足郡津和野町日原54 -25	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションせきせい	鹿足郡津和野町森村口141番地	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成31年 4月1日
株式会社 ゆず	出雲市斐川町神氷2871	福祉用具貸与	ゆず	出雲市斐川町神氷2753番地2	出雲市斐川町神氷2871	平成30年 9月13日
株式会社 ゆず	出雲市斐川町神氷2871	特定福祉用具販売	ゆず	出雲市斐川町神氷2753番地2	出雲市斐川町神氷2871	平成30年 9月13日
株式会社 ゆず	出雲市斐川町神氷2871	特定介護予防福祉用具販売	ゆず	出雲市斐川町神氷2753番地2	出雲市斐川町神氷2871	平成30年 9月13日
株式会社 ゆず	出雲市斐川町神氷2871	介護予防福祉用具貸与	ゆず	出雲市斐川町神氷2753番地2	出雲市斐川町神氷2871	平成30年 9月13日
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1-11	居宅介護支援事業	サンキ・ウエルビィ介護センター出雲	出雲市姫原一丁目5-2	出雲市浜町96-1	令和元年 7月1日
特定非営利活動法人 たすけあい平田	出雲市西代町1032-4	居宅介護支援事業	NPO法人 たすけあい平田	出雲市平田町2112-1	出雲市西代町1032-4	平成28年 6月6日

島根県告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年9月3日

島根県知事 丸山達也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 清風会	出雲市大社町中荒木1745-2	居宅介護支援事業	ほのぼの在宅介護相談センター	出雲市大社町中荒木1745-2	令和元年6月30日

島根県告示第216号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年9月3日

島根県知事 丸山達也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第218号

令和元年島根県告示第129号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市金城町波佐イ439-2、イ1183-1、イ1183続1	佐竹 操
浜田市金城町波佐イ869、イ1276-2、イ1276-4	長田 早男
浜田市金城町波佐イ888内2、イ894-3、イ895-5、イ1281-4、イ1281続2、イ1282-1	岩本 正人
浜田市金城町波佐イ1222-5	幸田 敏明
浜田市金城町波佐イ1283-3、イ1283-7	田中 重潔
浜田市金城町波佐イ1293-6	飯田 辰雄
浜田市金城町波佐イ1347-1、イ1350-1	佐々岡 伸明

島根県告示第219号

令和元年島根県告示第177号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を江津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
江津市桜江町今田497-6	佐々木 卯市
江津市桜江町今田497-6	山崎 毅
江津市桜江町今田499	今田報徳生産森林組合
江津市桜江町今田499-1	石津 榮之助
江津市桜江町長谷905-2、905-3、908、909、914	曾利 豊一
江津市桜江町長谷911-1、938-1	湯浅 喜多郎
江津市桜江町谷住郷3742-7、3755-2	窪田 留吉
江津市桜江町谷住郷3755-7	岡本 良枝

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和元年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和元年11月8日（金）午前10時から12時まで

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前で認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めない。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚（うち1枚は、受験票に貼り付けること。）
（手札形（縦8センチメートル、横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

令和元年9月24日（火）から同年10月8日（火）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、令和元年11月29日（金）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には、対応しない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

正 誤

令和元年 5 月 31 日付け島根県報号外第 7 号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 21 上から 3 行目

第25表中

誤

工業用水道事業会計の予算執行状況は、第25表のとおりです。予算に対する執行の割合は、収益的収支で収入49.7%、支出41.2%、資本的収支で収入92.2%となっています。

正

工業用水道事業会計の予算執行状況は、第25表のとおりです。予算に対する執行の割合は、収益的収支で収入49.7%、支出41.2%、資本的収支で収入67.9%となっています。

誤

資本的 収入 及び 支出	収	資本的収入	199,745	△ 42,496	0	0	157,249	163,125	144,972	92.2
		企業債	180,900	△ 44,100	0	0	136,800	145,600	136,200	99.6
		長期借入金	18,845	△ 1,320	0	0	17,525	17,525	8,772	50.1
		固定資産売却代金	0	2,924	0	0	2,924	0	0	0.0
支 出	支	資本的支出	254,454	△ 49,281	0	61,069	266,242	214,748	13,589	-
		建設改良費	196,817	△ 47,691	0	61,069	210,195	158,705	△ 14,530	-
		企業債償還金	57,637	△ 1,590	0	0	56,047	56,043	28,119	50.2

正

資本的 収入 及び 支出	収	資本的収入	199,745	△ 42,496	0	56,400	213,649	163,125	144,972	67.9
		企業債	180,900	△ 44,100	0	56,400	193,200	145,600	136,200	70.5
		長期借入金	18,845	△ 1,320	0	0	17,525	17,525	8,772	50.1
		固定資産売却代金	0	2,924	0	0	2,924	0	0	0.0
支 出	支	資本的支出	254,454	△ 49,281	0	61,069	266,242	214,748	13,589	-
		建設改良費	196,817	△ 47,691	0	61,069	210,195	158,705	△ 14,530	-
		企業債償還金	57,637	△ 1,590	0	0	56,047	56,043	28,119	50.2